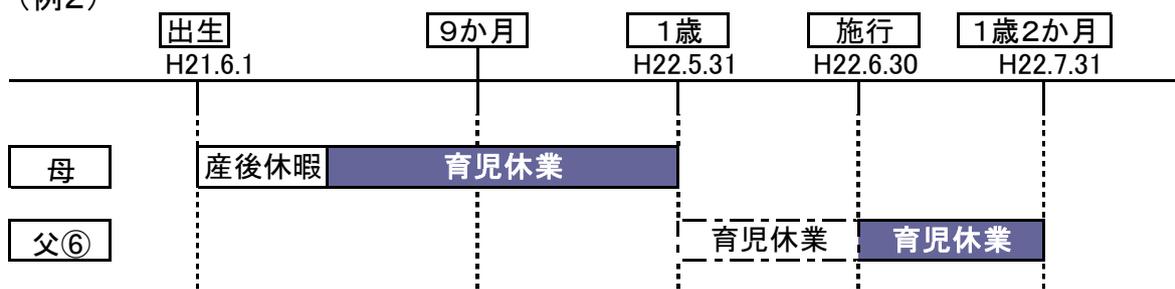


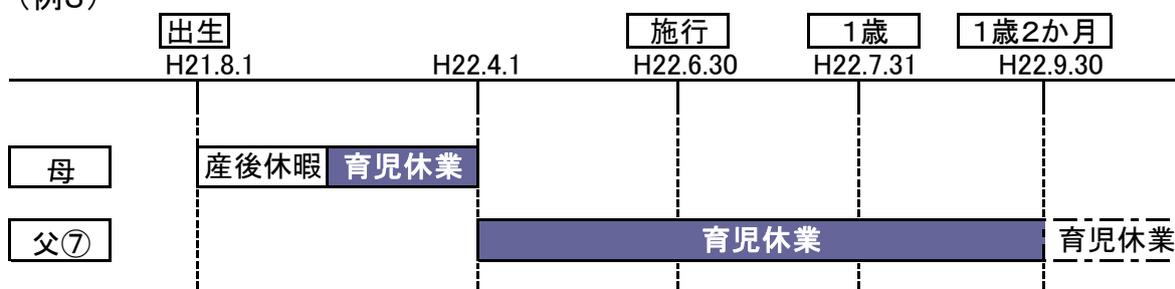


(例2)



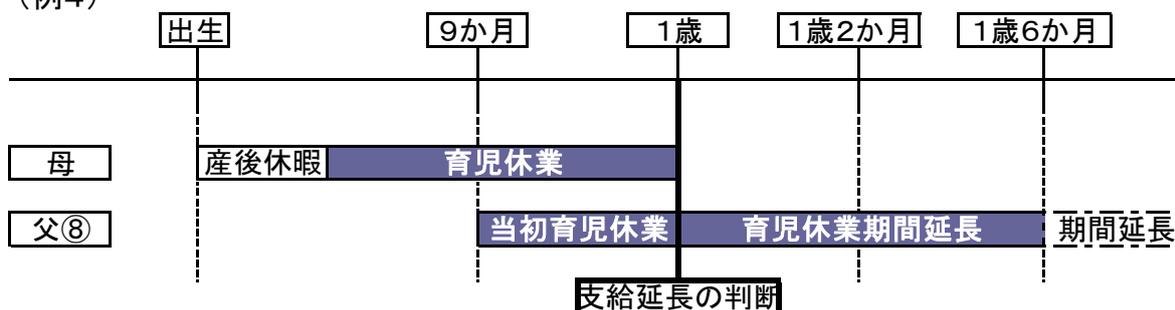
父⑥ 平成22年6月30日より前に当該子が1歳に達する場合、父に対する育児休業手当金の支給期間は平成22年6月30日から当該子が1歳2か月に達する日までとなる。

(例3)



父⑦ 平成22年6月30日よりも前に開始した父の育児休業について、父に対する育児休業手当金を当該子が1歳2か月に達する日まで最大1年の範囲で支給することができる。

(例4)

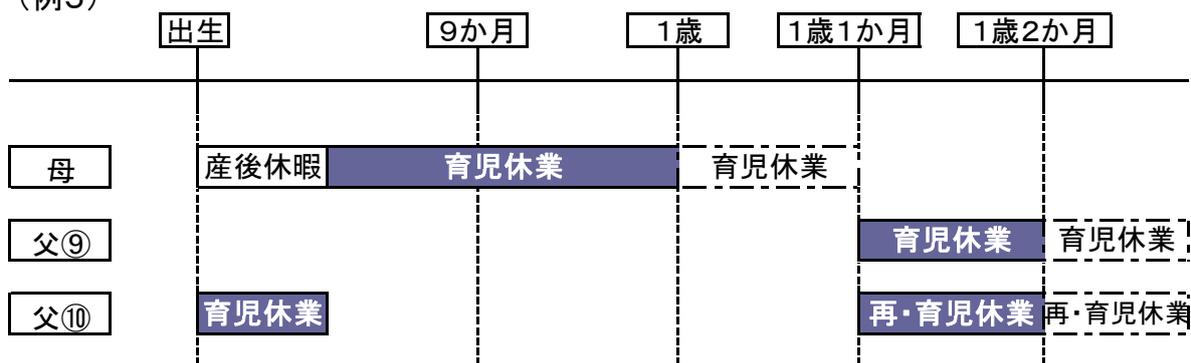


父⑧ 父が、当初、当該子が9か月から1歳まで育児休業を取得していたが、保育所に入所できない(特別な事情に該当する)ため、1歳8か月まで育児休業を延長して取得する。

→ 母に対する育児休業手当金は当該子が1歳に達する日まで支給される。父に対する育児休業手当金は、地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の3に規定する特別な事情に該当するので、当該子が1歳6か月に達する日まで支給される。

なお、支給対象期間の延長事由の判断については、現行と同様に、当該子が1歳に達する日における状況で判断する。

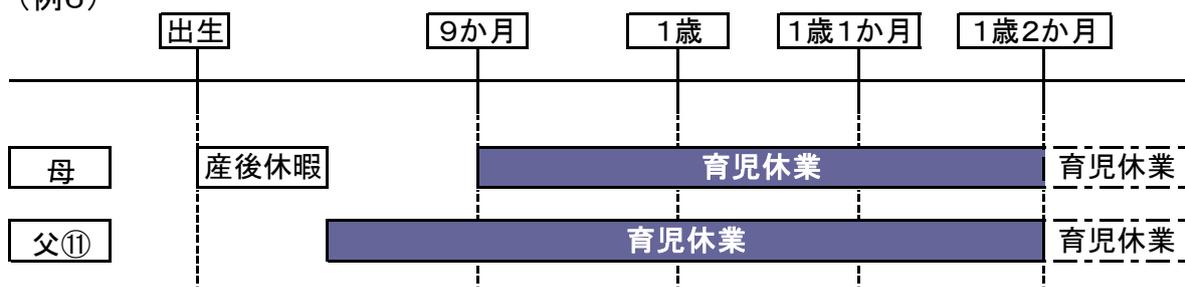
(例5)



父⑨ 当該子が1歳に達する日の翌日後に父が育児休業を取得した場合、父に対する育児休業手当金を支給することができる。

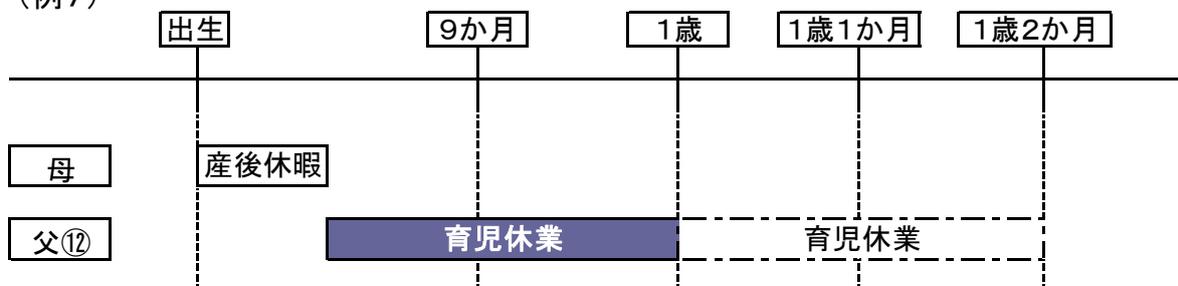
父⑩ 当該子が1歳に達する日の翌日後に父が育児休業を再取得した場合、父に対する育児休業手当金を支給することができる。

(例6)



父⑪ 母の産後休暇後に父が育児休業を取得し、その後復職していた母が当該子が1歳に達する前に育児休業を取得した場合、父母に対する育児休業手当金は当該子が1歳2か月に達する日まで1年を超えない範囲で支給される。

(例7)



父⑫ 母が産後休暇後、すぐに職場復帰をした場合の父の育児休業手当金は、当該子が1歳に達する日まで支給される。

産後休暇は、育児休業ではないため、配偶者が育児休業を取得していることにはならない。